

農業委員会定例会 4月

1. 開催日時 平成31年4月19日 午後2時00分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 1階 会議室
3. 欠席委員 11 番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 非農地証明願承認について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第5号 農用地利用配分計画（案）について
 - 議案第6号 青年等就農計画認定の審査について
5. その他
6. 会議の概要

事務局 定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長 農地利用の最適化が課題となっています。小豆島では、受け皿が少ないということで、幅広く新規就農者の受け皿を特にみなさんに発掘していただいて、農地が荒れないようにお願いしたいと思います。
それでは、議事に基づき会を進めていきたいと思います。
本日の議事録署名人ですが、1番委員、2番委員をお願いします。
それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はじめに、議案の差替えをお願いします。差替箇所は、本日配付している議案8ページと議案（図面）の41、42、43ページになります。
1番は、兵庫県在住の■■■■さん所有の
池田 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 424 m² と
池田 字 ■■■■ 番 ■■■■ 田 112 m² の計2筆536 m²について
池田 ■■■■ 番地 ■■■■ の■■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブ、野菜を栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は1,304 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員 池田 ■■■■ 番 ■■■■ のほうは、現在オリーブが植えられており、継続していきたいとのことです。池田 ■■■■ 番 ■■■■ のほうは、現在荒れているので保全管理をお願いしたいと思います。特段、問題はないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

2番は、高松市在住の■■■■さん所有の

池田 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 656 m² と

池田 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 891 m² の計2筆1,547 m²について

■■■■さんが譲り受け、申請地では野菜、果樹を栽培する計画となっておりますが、本件については、審議できない事情が発生したため保留案件にしたいと思います。

1番委員

先日、■■■■さんが亡くなり、今日が葬式だそうです。一応、現地は見に行っただけです。

議長

2番については、保留ということにしたいと思います。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

3番は、高松市在住の■■■■さん所有の

蒲野 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 86 m² について

蒲野■■■■番地の■■■■さんが譲り受け、申請地では野菜を栽培する計画となっております。■■■■さんの現在の経営規模は5,921 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員

元々、■■■■さんが管理されていて、問題はないと思います。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようございまして、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、西村在住の■■■■さん所有の
西村 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 117 m² と
西村 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 113 m² の計2筆230 m²について
西村■■■■番地■■■■の■■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する
計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は4,824 m²で、5アール
の下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当し
ないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の5番と6番
について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、大阪府在住の■■■■さん所有の
田浦 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 393 m²について
6番は、草壁本町在住の■■■■さん所有の
田浦 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 401 m²について
馬木■■■■番地■■■■の■■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する
計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は0 m²ですが、今回の所
有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2
項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員は私ですが、新規就農が増えると喜んで現地を見に行ったら、
隣が■■■■があり、■■■■さんは■■■■をしており、ハウスの
土地も農地となっています。これは、本人が申請に来ましたか。

事務局 行政書士の方が持って来られました。

議長 オリーブを作れる気がないので、一度、行政書士の■■■さんに聞きに行きましたが不在でした。畑のままで■■■が建っているのので、一度調べないといけないと思います。事務局は、申請の時に本当にオリーブを作るのかの確認はしましたか。

事務局 行政書士の方は、オリーブをすると言っていました。基本的に委任状をもらってれば、申請については、有効になります。

9番委員 もし、オリーブを植えなかったら、どうなるんですか。

事務局 3年3作の要件がありますので、3年間は耕作してもらわないといけません。

議長 地元委員は、きちんと3年3作しているかのチェックをしていかないといけないと思います。

12番委員 ■■■が建っている土地は税務上どうなっているんですか。

事務局 現況で課税していると思います。

議長 私が3年間、確認しておかないといけないと思います。もし、ハウスを建てるのなら、宅地にするように指導していかないといけないと思います。また、事務局は申請がきたら、地元の農業委員に事前に話をしてほしいと思います。結論としては、申請のとおりとします
次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、前年度2月定例会において農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）で審議いただいた案件の転用申請です。
池田在住の■■■さん所有の
池田 字 ■■■ 番 畑 352 m² について
息子さんである■■■さんが、住宅を建築するための転用申請となっています。

転用に係る造成については、コンクリート擁壁を設置し、花崗土で盛土を行い、切土を行う計画となっています。また、雨水については敷地南西角から既存埋設排水管を経由し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも町道南側の水路に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 現場は見に行きましたが、本人には会えていません。親の家は古いので、おそらく結婚後の新居だと思います。問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番についても、2月定例会において農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）で審議いただいた案件の転用申請です。

奈良県在住の■■■■さん所有の

西村 宇 ■■■■番 ■■■■畑 498 m² について

草壁本町 ■■■■番地 ■■■■の■■■■さんが、住宅を建築するための転用申請となっています。

転用に係る造成については、コンクリート擁壁を設置し、約1.0メートル花崗土で盛土をし、約0.5メートル切土をする計画となっています。また、雨水については宅地内に新設水路を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 現状は荒れているので、近所の方も荒地がきれいになるのでいいと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第3号（非農地証明願承認）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号は、大阪府在住の■■■■さん所有の
田浦 字 ■■■■ 番 畑 345㎡ について
長年に渡り耕作放棄状態が続き、山林化したため農地として復旧することが困難となったものです。山林化し、かなりの年月が経っているため、非農地証明による影響もないものと思われま

議長 地元委員は私ですが、田浦で先ほど出た案件の山側でかなり荒れています。この件について何か意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 山林で、ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、池田在住の■■■■さん所有の
池田 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 498㎡ と
池田 字 ■■■■ 番 畑 383㎡ の計2筆881㎡について
池田■■■■番地の■■■■が、引き続き借り受けるものです。
申請地では、果樹を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっていま

す。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 更新なので、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、池田在住の■■■■さん所有の
池田 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 946㎡ について
池田 ■■■■ 番地の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、キクを栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借となっております。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 前は、■■■■さんが借りていたが、するのがしんどくなったということで■■■■さんが借りるものです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番から5番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

3番は、中山在住の■■■■さん所有の
中山 字 ■■■■ 番 田 270 m² と
中山 字 ■■■■ 番 田 555 m² と
中山 字 ■■■■ 番 ■■■■ 田 233 m² の計3筆1,058 m²について

4番は、中山在住の■■■■さん所有の
中山 字 ■■■■ 番 田 653 m² と
中山 字 ■■■■ 番 田 442 m² の計2筆1,095 m²について

5番は、中山在住の■■■■さん所有の
中山 字 ■■■■ 番 田 610 m² について

池田■■■■番地■■■■の■■■■さんが、3番と4番については以前の期間を変更して新たに借り受け、5番については引き続き借り受けるものです。申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は3番と4番については9月間、5番については1年7月間の賃貸借となっています。本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員

離農者が多い地域で、棚田を守る点からも作ってくれるのは、ありがたい話です。

議長

この件について意見はありますか。

4番委員

9カ月間という短い期間なのはなぜですか。

事務局

前は、もう少し長い期間の借り受けでしたが、一旦合意解除したうえでの、再度期間を設定し直しての借り受けです。

3番委員

今回の稲が終わるまでということだと思います。

議長

また、1年ごとに更新していただきたいと思います。

他にご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

6番は、室生在住の■■■■さん所有の
室生字■■■■番■田 448㎡ と
室生字■■■■番田 284㎡ の計2筆732㎡について
室生■■■■番地■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、野菜を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員

問題ないと思います。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番から9番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

7番は、奈良県在住の■■■■さん所有の
神懸通 字■■■■番■田 491㎡ について
8番は、高松市在住の■■■■さん所有の
神懸通 字■■■■番■田 488㎡ について
9番は、安田在住の■■■■さん所有の
神懸通 字■■■■番■田 246㎡ について
安田■■■■番地の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 更新ですし、長い間耕作してもらっていますので、問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の10番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 10番は、神懸通在住の■■■■さん所有の
神懸通 字 ■■■■ 番 ■ 田 680㎡ と
神懸通 字 ■■■■ 番 ■ 畑 378㎡ の計2筆1,058㎡について
西村■■■■番地■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は5年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 現状は、オリーブをされていて問題はないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の11番について、

事務局から説明をお願いします。

事務局 11 番は、草壁本町在住の■■■■さん所有の
草壁本町 字 ■■■■ 番 田 1,152 m² と
草壁本町 字 ■■■■ 番 ■ 田 831 m² の計 2 筆 1,983 m²について
安田■■■■番地の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8 番委員 更新案件で、継続して作るもので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第 4 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 12 番と議案第 5 号（農用地利用配分計画）の 1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、議案第 4 号の 12 番は、東京都在住の■■■■さん所有の
池田 字 ■■■■ 番 ■ 畑 259 m² について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者に貸し付けるものとなっています。
次に、議案第 5 号の 1 番は、先ほど（公財）香川県農地機構が借り受けた農地について、土庄町■■■■番地 ■ の■■■■さんに貸し付ける計画となっています。
申請地ではオリーブを栽培する計画で、期間は約 10 年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たし

ているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 オリーブの育苗をするのかなと思います。問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の13番、14番と議案第5号（農用地利用配分計画）の2番について、私の関係する案件になりますので議長を一時、職務代理者にお預けして退席させていただきます。職務代理者さんよろしく申し上げます。

【議長退席】

職務代理者 議長の案件の審議となりますので一時議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。
それでは、本件は関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、議案第4号の13番は、大阪府在住の■■■■さん所有の
神懸通 字 ■■■■ ■■■■番 ■ 畑 547㎡のうち381㎡について
14番は、片城在住の■■■■さん所有の
片城 字 ■■■■ ■■■■番 ■ 田 588㎡のうち462㎡について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者に貸し付けるものとなっています。
次に、議案第5号の2番は、先ほど（公財）香川県農地機構が借り受けた農地計2筆843㎡について、馬木■■■■番地■■■■の■■■■に貸し付ける計画となっています。
申請地ではオリーブを栽培する計画で、期間は約10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

職務代理者 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 面積が一部なのはどうしてですか。

事務局 一部除外しています。他の方が倉庫を置いていたり、車庫があるためその部分については、除外しています。

職務代理者 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

職務代理者 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【議長着席】

職務代理者 議長、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
会長に議長の方をお返しします。

議長 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の15番と議案第5号（農用地利用配分計画）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、議案第4号の15番は、安田在住の■■■■さん所有の
安田 字 ■■■■ 番 田 687 m² について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者に貸し付けるものとなっています。
次に、議案第5号の3番は、先ほど（公財）香川県農地機構が借り受けた農地について、安田■■■■番地■■■■の■■■■に貸し付ける計画となっています。
申請地ではオリーブを栽培する計画で、期間は約10年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9番委員 借り受けできちんとしてくれると思うので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（（農用地利用集積計画（利用権設定））の16番と議案第5号（農用地利用配分計画）の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、議案第4号の16番は、苗羽在住の■■■■さん所有の
苗羽 字 ■■■■ ■■■■番 ■ 畑 820㎡ と
苗羽 字 ■■■■ ■■■■番 ■ 畑 1,091㎡ の計2筆1,911㎡について、（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者に貸し付けるものとなっています。
次に、議案第5号の4番は、先ほど（公財）香川県農地機構が借り受けた農地について、安田■■■■番地 ■ の■■■■さんに貸し付ける計画となっています。
申請地ではオリーブを栽培する計画で、期間は約10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員は私ですが、実質は前からオリーブをしていて、かなり大きくなっています。問題ないと思います。
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第6号（青年等就農計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、計画について説明します。議案の12ページをご覧ください。
本申請は、橘の■■■■さんからの申請となっております。農業経営の開始は今年の4月1日からとなっております。本計画作成にあたっては普及センターの指導を受けながら作成したものとなっております。
営農類型については■■■■で、将来の農業経営の構想としては、■■■■栽培の技術向上を行い、収穫量の増加とコスト削減による収益力増加を目指すことと、■■■■栽培では収穫期が集中することから、計画的な作業に努めるとともに品質の向上を目指し、施設をリースすることで初期投資を抑え、所得の安定化を図ることを目標とする内容となっております。5年後には年間農業所得■■■万円、年間労働時間■■■時間を目指すとのことです。作付面積については、5年後に■■■、■■■■を生産する計画です。一枚めくっていただきまして、生産方式に関する目標としては、5年後にビニールハウス、作業所、軽貨物自動車、動力噴霧器を作物の収穫量に合わせて増やす計画となっております。
経営管理に関する目標については、青色申告の実施、パソコンによる経理業務の実施を掲げています。
農業従事の態様等に関する目標については、年間100日は休日とし、収穫期には臨時雇用を行うとのことです。
目標を達成するために必要な措置として、動力噴霧器の購入を個人資金で行うこととしています。
以上のことから、妥当な計画と考えられます。

議長

先ほどの担い手部会で、本人同席で審議しています。
本人は、■■■■の会社に勤めていて、新たに■■■■を作ろうというものです。何かご意見はありますか。

9番委員

面積的にこれだけの数量はとれるんですか。

10番委員

標準は、1反で4～5トンくらいであるが、目標値ということだと思いま

す。

9 番委員 どこでするんですか。

10 番委員 ■■■さんの所です。

事務局 元々、■■■■の会社に勤めていて、■■■■の経験はまだないですが、■■■■さんに教えてもらいながら、すでに始めています。

議長 ■■■■の前はどこに勤めていたんですか。

事務局 ■■■■の会社には3年ほど勤めていましたが、それ以前については分かりません。

議長 プライベートですし、本人にはそこまで聞けなかったのですが。若い貴重な人材なので育てていただきたいと思います。
ほかにご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

職務代理者 本日は、みなさんから貴重なご意見をいただきありがとうございました。
農地を守っていく農業委員会が機能していきますように、今後ともみなさんの率直なご意見をお願いいたします。
これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後3時 30分

議 長 会長

議事録署名人 1 番

議事録署名人 2 番